

平成30年度税制改正の概要



《参考資料》

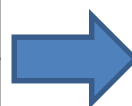
給与所得控除の見直しについて(比較表)

【所法28③、所令167の3】
(適用:平成32年分以後の所得税)

○ 給与所得控除の見直し(所法28③)

- 控除額を一律10万円引き下げる。
- 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げる。

改正前	
給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40%
180万円超360万円以下	その収入金額×30%+18万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%+54万円
660万円超1,000万円以下	その収入金額×10%+120万円
1,000万円超	220万円



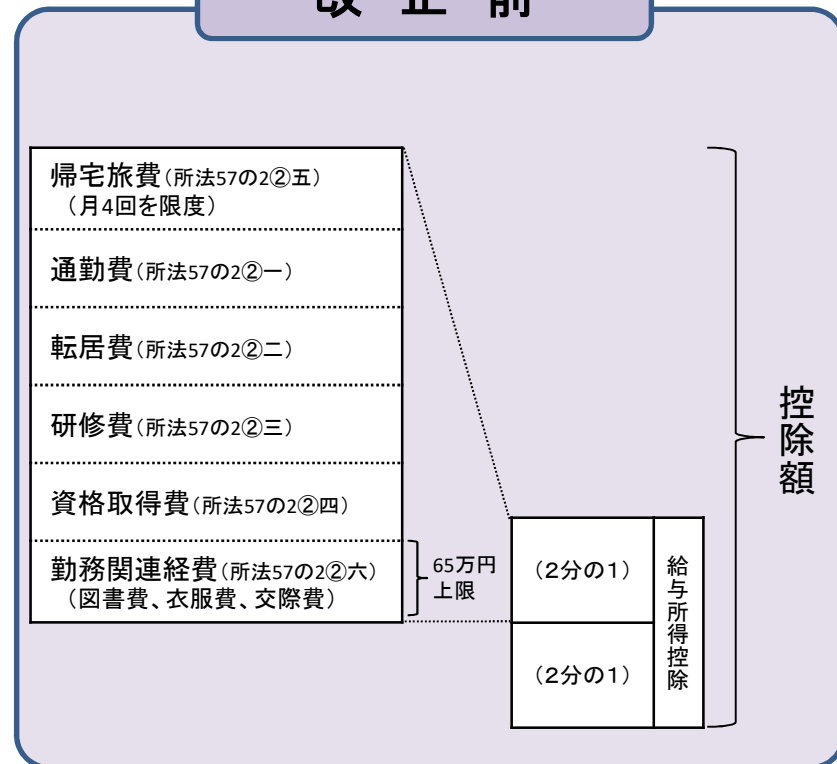
改正後	
給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	その収入金額×40% -10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30% +8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20% +44万円
660万円超 850万円 以下	その収入金額×10% +110万円
850万円 超	195万円

特定支出控除の見直し

【所法57条の2②、所令167の3】
(適用:平成32年分以後の所得税)

- 特定支出控除制度は、一定の支出額が給与所得控除額の2分の1を上回る場合には、当該2分の1を上回る部分の支出額(特定支出控除)と給与所得控除額の合計額を給与収入から差し引くことができる仕組み。
- 給与所得控除の見直しにあわせ、
 - 「職務上の旅費」を追加するとともに、
 - 「帰宅旅費」の限度回数(月4回)を撤廃する等の見直しを行う。

改正前



改正後



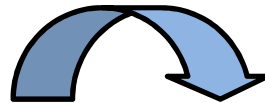
公的年金等控除の見直し

【所法35条④、措法41の15の3①】
 (適用:平成32年分以後の所得税)

公的年金控除について、次の見直しを行う

- ① 控除額を一律10万円引き下げる。
- ② 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限を設ける。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額を上記①及び②の見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を上記①及び②の見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げる。

【改正前】



【改正後】

[①+②]又は③の大きい額	
① 定額控除	50万円
② 定率控除(定額控除後の年金収入)	
360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%
720万円を超える部分	5%
③ 最低保証額	
65歳以上	120万円
65歳未満	70万円

年金以外の所得1,000万円以下 [①+②]又は③の大きい額		年金以外の所得1,000万円超2,000万円以下 [①+②]又は③の大きい額		年金以外の所得2,000万円超 [①+②]又は③の大きい額	
① 定額控除	40万円	① 定額控除	30万円	① 定額控除	20万円
② 定率控除(50万円控除後 の年金収入)		② 定率控除(50万円控除後 の年金収入)		② 定率控除(50万円控除後 の年金収入)	
360万円までの部分	25%	360万円までの部分	25%	360万円までの部分	25%
720万円までの部分	15%	720万円までの部分	15%	720万円までの部分	15%
950万円までの部分	5%	950万円までの部分	5%	950万円までの部分	5%
③ 最低保証額		③ 最低保証額		③ 最低保証額	
65歳以上	110万円	65歳以上	100万円	65歳以上	90万円
65歳未満	60万円	65歳未満	50万円	65歳未満	40万円

(参考) 公的年金等控除の見直し後の速算表

公的年金等控除額

① 受給者が65歳未満の場合

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額 × 25% + 27.5万円	公的年金等の収入金額 × 25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額 × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額 × 15% + 68.5万円	公的年金等の収入金額 × 15% + 58.5万円	公的年金等の収入金額 × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額 × 5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額 × 5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額 × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

② 受給者が65歳以上の場合

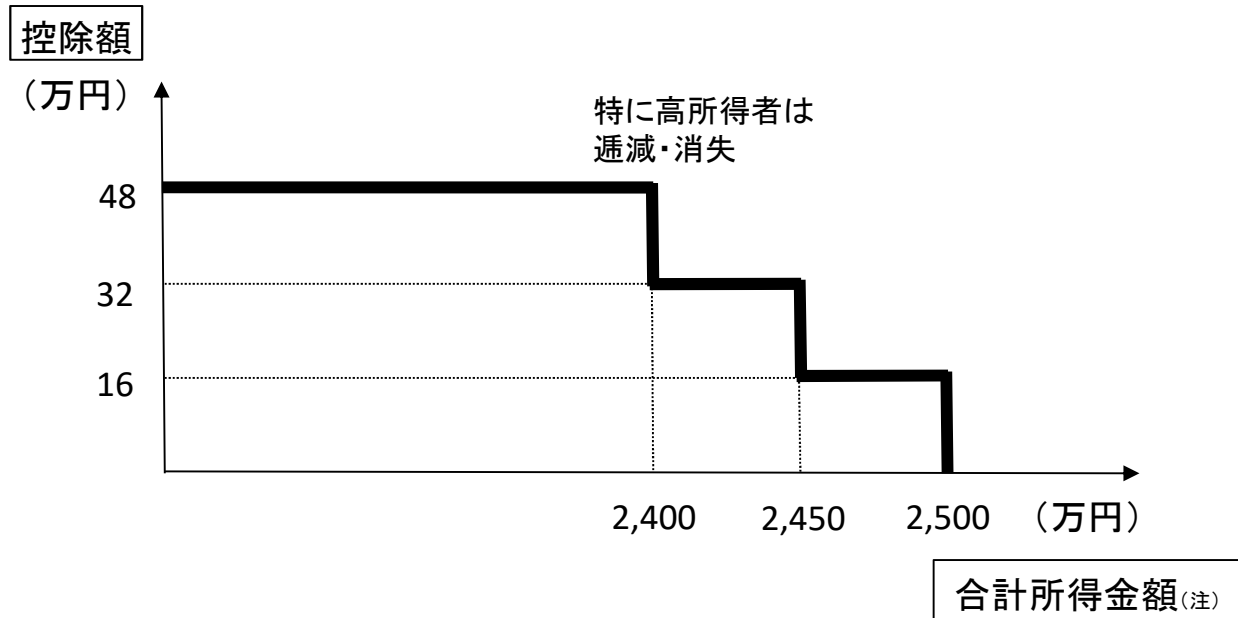
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の 収入金額	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額 × 25% + 27.5万円	公的年金等の収入金額 × 25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額 × 25% + 7.5万円
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額 × 15% + 68.5万円	公的年金等の収入金額 × 15% + 58.5万円	公的年金等の収入金額 × 15% + 48.5万円
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額 × 5% + 145.5万円	公的年金等の収入金額 × 5% + 135.5万円	公的年金等の収入金額 × 5% + 125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

基礎控除の適正化

【所法86条】
(適用:平成32年分以後の所得税)

- 基礎控除は生活保障的意味合いから設けられているが、所得が高いほど税負担の軽減額が大きい。
- 生活に十分余裕のある高所得者には措置する必要はないという考えに基づき、**特に高額**の所得がある者に限って控除を逡減・消失させる。(英・米も同様の仕組み)

改正後



(注) 合計所得金額とは、純損失の繰越控除や雑損失の繰越控除等を適用しないで計算した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう(分離課税の対象となる株式等の譲渡所得等の金額等がある場合には、その金額等を含む。)

子ども・特別障害者である扶養親族等を有する者等の所得金額調整控除

【措法41条の3の3①】
(適用:平成32年分以後の所得税)

- 給与所得控除について、控除額が頭打ちとなる給与収入を850万円超に引き下げ一方で、子育て世帯・介護世帯には負担増が生じないように手当てするため所得金額調整控除を措置(年末調整においてもこの控除が通用可。)

【適用対象者】

- ・ 23歳未満の扶養親族を有する居住者
- ・ 本人が特別障害者である居住者
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する居住者

いずれかに該当する者

【控除額】

[給与収入(1,000万円を上限) - 850万円] × 10%【最大15万円】

【控除方法】

総所得金額の計算上、「給与所得の金額」から控除

【平成30年度税制改正の大綱(抄)】

一 個人所得課税

1 個人所得課税の見直し

(4) 所得金額調整控除

(国税・地方税)

- ① その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。
- ③ 上記①の所得金額調整控除は、年末調整において、適用できることとする。

給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

【措法41条の3の3②】
(適用:平成32年分以後の所得税)

- 給与所得と年金所得の双方を有する者は、給与所得控除の引き下げ及び公的年金控除の引き下げにより、基礎控除の引き上げと子育て世帯等の調整控除のみではカバーできない課税所得の増加が最大10万円生じうる。
- そのため、このような者の課税所得の調整のため、以下のとおり手当とする。

【適用対象者】

給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額を有する者

【控除額】

給与所得の金額(10万円を限度) + 年金所得の金額(10万円を限度) - 10万円

【平成30年度税制改正の大綱(抄)】

一 個人所得課税

1 個人所得課税の見直し

(4) 所得金額調整控除

(国税・地方税)

- ② その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額(以下「給与所得控除後の給与等の金額」という。)及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額(以下「公的年金等に係る雑所得の金額」という。)がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には、10万円)及び公的年金等に係る雑所得の金額(公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円)の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。
- ④ 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記②の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の所要の措置を講ずる。

青色申告特別控除の見直し

【措法25条の2】
(適用:平成32年分以後の所得税)

○ 所得税の見直しにより**基礎控除が10万円引き上がる(48万円)**ことを踏まえ、**青色申告特別控除額を調整(55万円)**。

○ 同時に、税務手続の電子化を推進する観点から、現行の「65万円控除」の要件に加え、「**電子帳簿保存**」又は「**e-Taxによる電子申告**」の要件を満たした場合には、**65万円の青色申告特別控除**を認める。

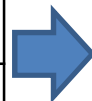
※ 平成32年分における上記の「電子帳簿保存」の要件については、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間、電磁的記録による備付け及び保存を行っていただければ要件を満たすこととする。

【経過措置】

○原則: その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行っている場合に「電子帳簿保存」の要件を満たしていることとなる。

○特例(経過措置): 平成32年分に限り、年の途中から仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行った場合でも「電子帳簿保存」の要件を満たしていることとする。

改正前				
控除額			要件	
青申控除	基礎控除	合計	記帳方法	申告方法
—	—	—	—	—
65万円	38万円	103万円	・正規の簿記で記帳(複式簿記)	・申告書に青色申告決算書(B/Sあり)を添付 ・期限内申告
10万円	38万円	48万円	・簡易な方法で記帳 (所得300万円以下は現金主義も可)	・申告書に青色申告決算書を添付(B/Sは不要) ・期限後申告でも可



改正後				
控除額			要件	
青申控除	基礎控除	合計	記帳方法	申告方法
65万円	48万円	113万円	〔 現行の「65万円控除」の要件 + 電子帳簿保存 又は e-Taxによる電子申告 〕	
55万円	48万円	103万円	〔 現行の「65万円控除」と同じ 〕	
10万円	48万円	58万円	〔 現行の「10万円控除」と同じ 〕	

電子帳簿保存法の概要

【措法25条の2】
(適用:平成32年分以後の所得税)

○ 電子帳簿保存法は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等を可能とする制度。ただし、改ざんなど課税上問題となる行為を防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。

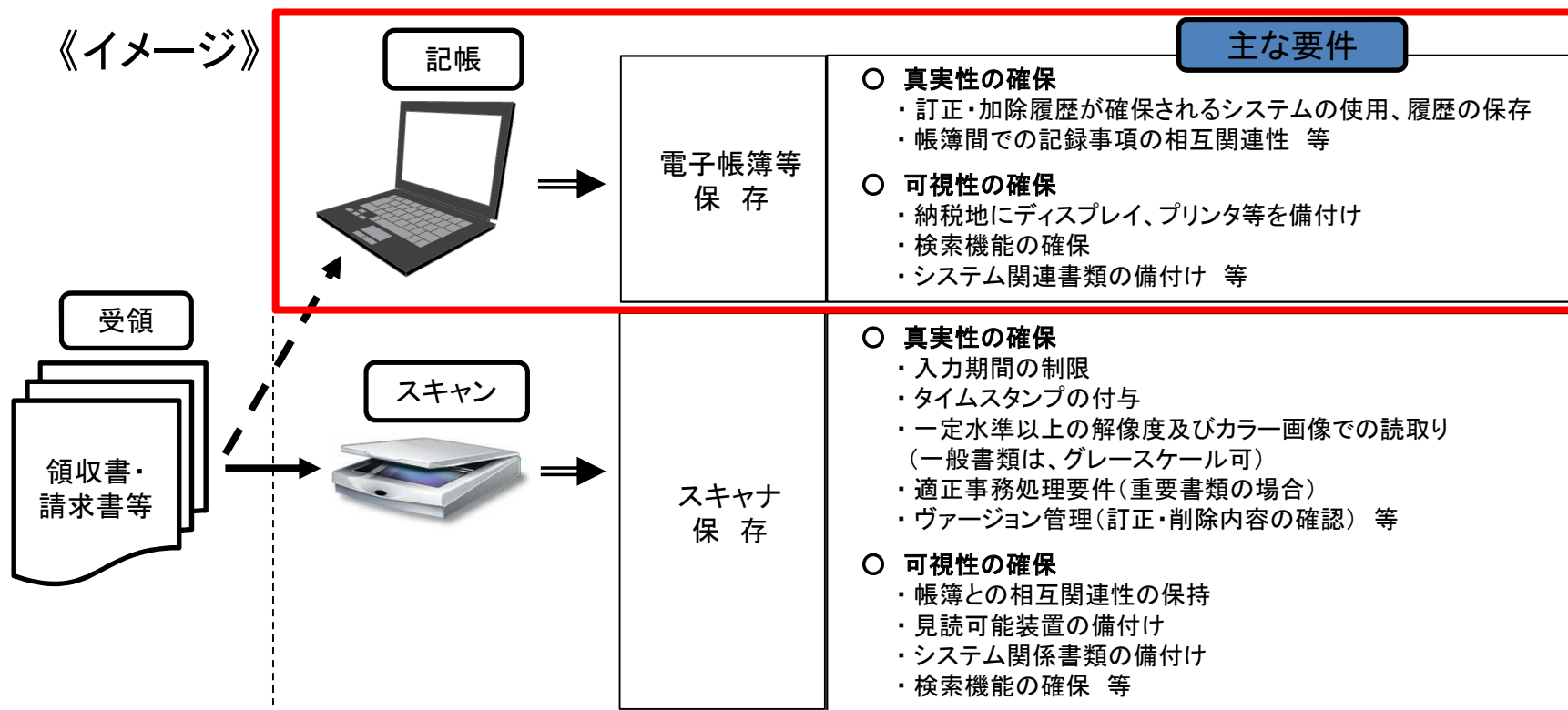
○ 電子帳簿等保存制度

自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類について、税務署長の承認を受けたときは、一定の要件の下で、電磁的記録等により、当該国税関係帳簿書類の保存に代えることが可能(平成10年度改正で創設)。

○ スキャナ保存制度

決算関係書類を除く国税関係書類について、税務署長の承認を受けたときは、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該国税関係書類の保存に代えることが可能(平成17年度改正で創設)。

《イメージ》



※ 青色申告特別控除65万円の要件の「電子帳簿保存」

給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除及び青色申告等特別控除の見直し並びに所得金額調整控除の導入に係る所要の措置

【所法2条、83条の2】
(適用:平成32年分以後の所得税)

- ① 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下(現行:38万円以下)に引き上げる。[所法2条①三十三、三十四]
- ② 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下(現行:38万円超123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。[所法83条の2①]
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下(現行:65万円以下)に引き上げる。
[所法2条①三十二]

家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例

【措法27条】
(適用:平成32年分以後の所得税)

○ 特例の内容

家内労働者等に該当する個人の事業所得等の所得計算において、必要経費に算入すべき金額が55万円(改正前:65万円)に満たないときは、55万円(改正前:65万円)を必要経費とする。

○ 家内労働者等の範囲

- ・ 家内労働法第2条第2項に規定する家内労働者に該当する個人
- ・ 外交員、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする個人

【改正前】

事業所得の金額＝収入金額－必要経費(65万円未満の場合には65万円 ※)

※ その者が給与所得を有する場合には、65万円から給与収入に係る給与所得控除額を控除した残額とする。



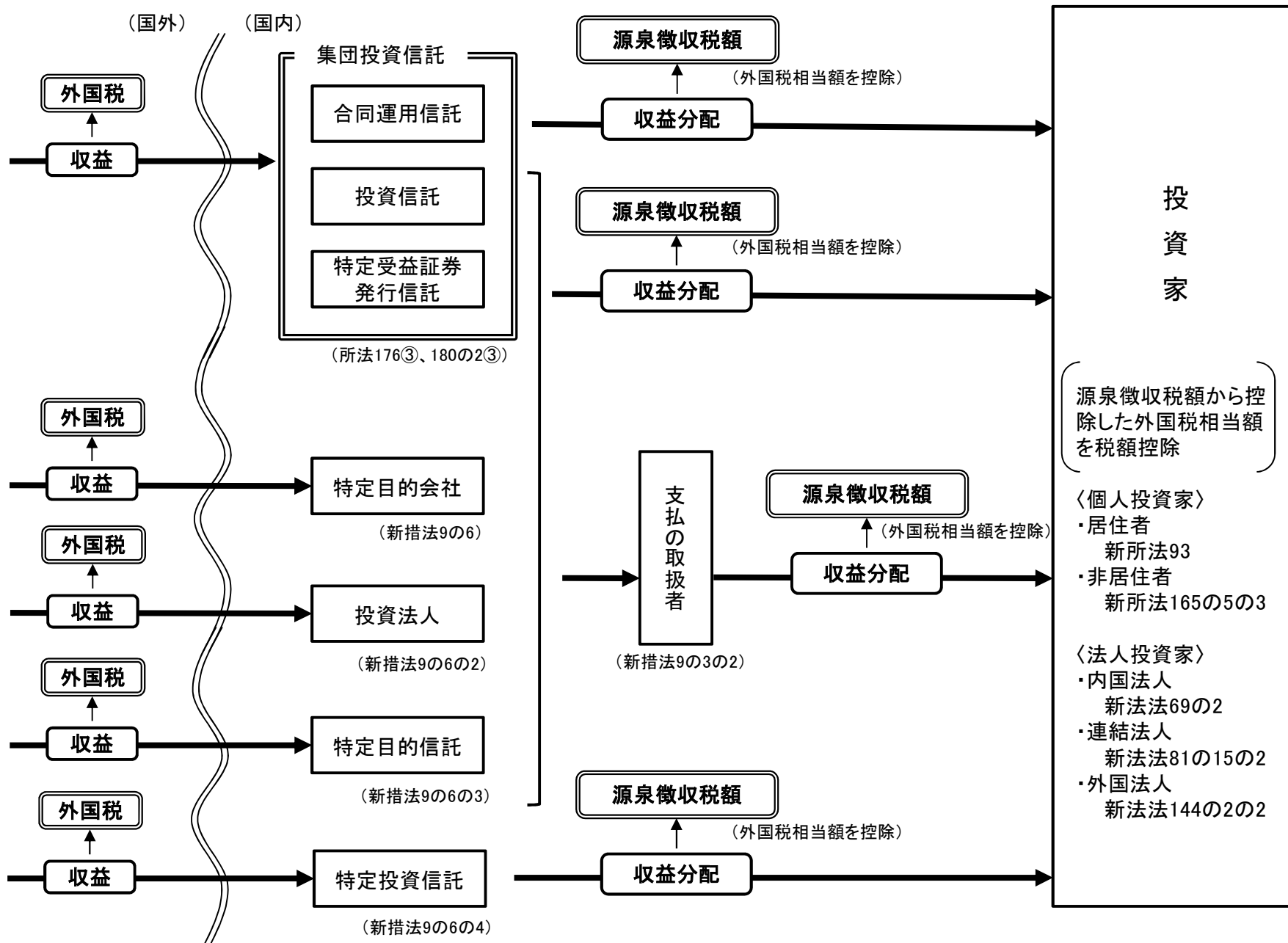
【改正後】

事業所得の金額＝収入金額－必要経費(55万円未満の場合には55万円 ※)

※ その者が給与所得を有する場合には、55万円から給与収入に係る給与所得控除額を控除した残額とする。

公募投資信託等の内外二重課税の調整措置の範囲

【新所法176、新所令300、新措法9の3の2、
新措令4条の6の2、新財確法28、33、
新復興所令10、13】
(適用:平成32年分以後の所得税)



公募投資信託等の内外二重課税の調整 (税額控除制度)

【新所法176、新措法9の3の2、新財確法28等】
(適用:平成32年分以後の所得税)

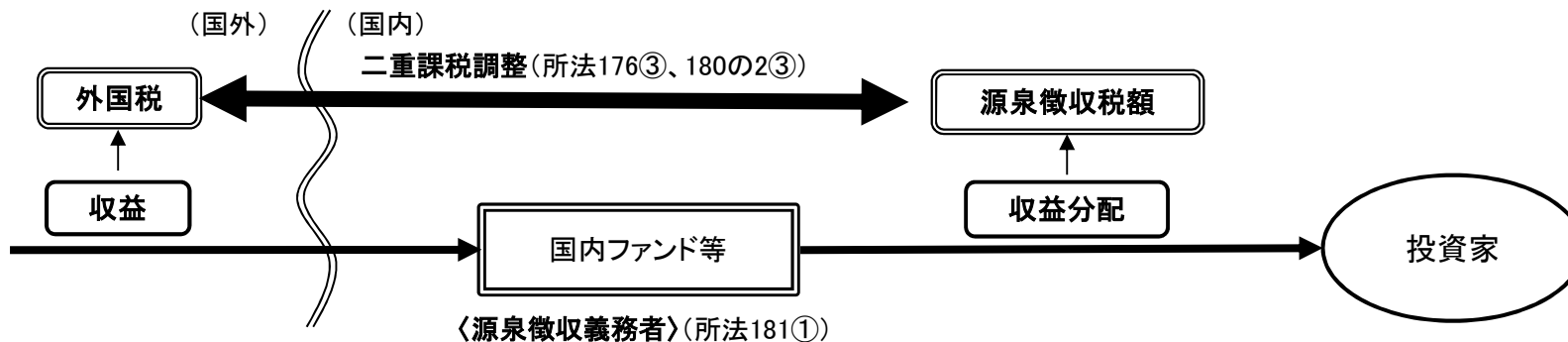
【改正前】

- ファンドが引き受けた集団投資信託の信託財産について納付された外国所得税については、当該ファンドが収益を分配する際に、その収益の分配に係る源泉徴収税額から控除することにより、二重課税を調整することとされている。

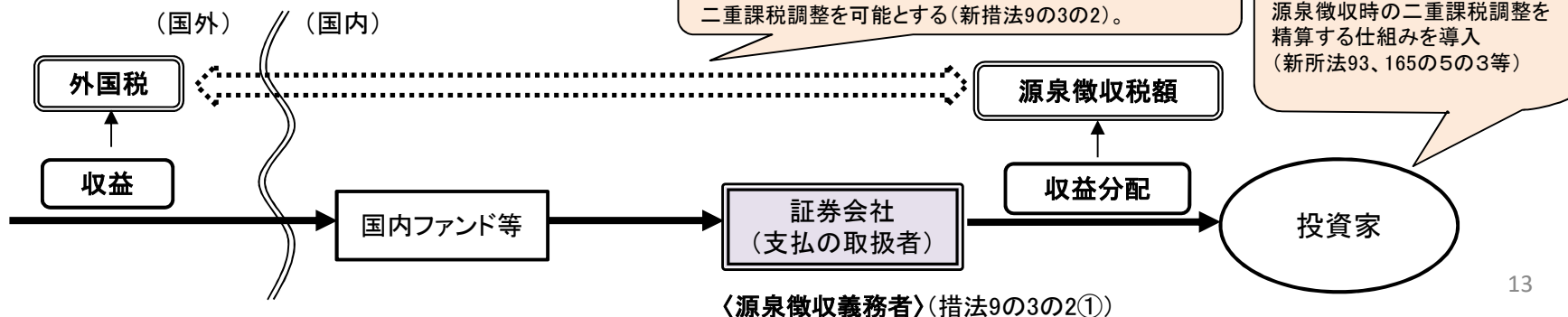
【改正後】

- 支払の取扱者(証券会社)がファンドの収益分配金を交付する場合にも、同様に二重課税調整を可能とする。(新措法9の3の2)
- 投資家が申告する場合に、上記の源泉徴収時の二重課税調整を適切に精算する仕組み(税額控除制度)を措置する。(新所法93、165の5の3等)

1. 私募ファンドの場合



2. 公募ファンドの場合

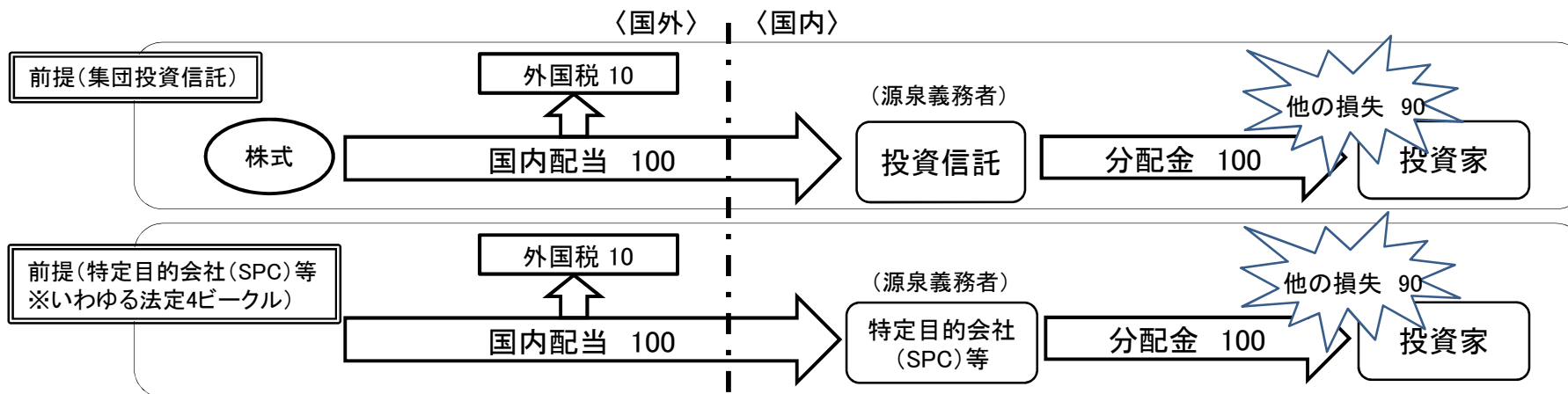


分配時調整外国税相当額控除(税額控除)の仕組み

【新所法93条、新法69条の2等】
(適用:平成32年分以後の所得税)

投資信託の信託財産について納付された外国税については、その収益の分配時の源泉所得税額から控除されるが、投資家が申告をする場合に、その収益の分配時の二重課税調整を適切に精算するために次の仕組みを措置する(新所法93、新法69の2等)。

- 外国税を控除した後の実際納付額を源泉所得税の額とすること。
 - 収益の分配に係る源泉所得税額から控除された外国税に相当する金額について**申告時の税額を限度**として控除する制度(分配時調整外国税相当額控除)の措置。
- (※) 特定目的会社をはじめとした法定4ビークルの利益の配当等についても同様の措置を講ずる。



	分配時の処理	申告時の処理	問題点
【現行】	源泉所得税(100×15%) 15 外国税 △10 実際納付額 5	分配金 100 他の損失 △ 90 所得 10 ⇒税額(10×25%)=2.5 税額 2.5 源泉所得税 △ 15 還付 △ 12.5	外税控除前の額(15)が源泉所得税額とされるため、還付の場面では日本に納付されていない金額(7.5)が過大に還付される。
【改正案】	源泉所得税(100×15%) 15 外国税 △10 実際納付額 5 【改正後】 実際納付額を源泉所得税額とする ※ 措法9の3の2ではこの調整は不要	分配金 100 他の損失 △ 90 所得 10 ⇒税額(10×25%)=2.5 税額 2.5 分配時調整外国税相当額控除 △ 2.5 源泉所得税(還付) 0 △ 5	【改正後】 申告時の税額(2.5)を限度として、外国税に相当する金額(10)を控除。

措法9の3の2③の規定により控除された金額の
確定申告段階における取扱い

【新措法9の3の2、新措令4の6の2】
(適用:平成32年1月1日から)

改正前

[源泉徴収段階]

措法9の3の2①
の規定により徴収して納付
すべき所得税の額

[確定申告段階]

<個人(居住者・非居住者)>
・源泉徴収に係る所得税とみなす(措法9の3の2③)

改正後

[源泉徴収段階]

措法9の3の2③の規定の適用により
控除される上場株式配当等控除額

分配時調整外国税相当額
(新措令4の6の2⑫-⑬~⑮)

A

分配時調整所得税相当額
(新措令4の6の2⑫二)

B

措法9の3の2①の規定により徴
収して納付すべき所得税の額

C

[確定申告段階]

<個人(居住者・非居住者)>

A: 分配時調整外国税相当額控除

【←控除対象額を新措令4の6の2⑰で規定】

(新措法9の3の2⑥の規定により読み替えられた新所法93、165の5の3)

※上場株式等の配当等について申告分離課税を選択した場合は、
新措法8の4③四で読み替えられた新所法93、165の5の3を適用

B: 源泉徴収税額に加算【←加算対象額を新措令4の6の2⑱で規定】

(新措法9の3の2⑥の規定により読み替えられた新所法120①五(166の準
用を含む。))

C: 源泉徴収に係る所得税とみなす。

(新措法9の3の2④)【現行と同じ】

分配時調整外国税相当額控除の計算イメージ

- [前提]**
- 集団投資信託が納付した外国税額 20.3
 - 集団投資信託が支払う利益の配当 79.7
 - 投資家の出資割合 個人、法人各1口ずつ

〈国外〉 | 〈国内〉

外国税額 20.3

信託財産

集団投資信託

利益の配当 50
控除外税 10.15
実際納付額 0.05
手取額 39.8
※保有口数:1口

利益の配当 50
控除外税 10.15
実際納付額 0.05
手取額 39.8
※保有口数:1口

※ 特定目的会社(SPC)等(所謂「法定4ビークル」)についても、措法9の6、9の6の2~9の6の4の読み替え規定により、同様の措置が講じられることとされた。

利益の配当100 控除外税 20.3
実際納付額 0.1
手取額 79.6

【分配時の処理】

- ① 源泉所得税
 $(79.7 + 20.3) \times 20\% = 20$
- ② 復興特別所得税
 $20 \times 2\% = 0.4$
- ③ 実際納付額[所法176③、180の2③、財確法33①]
 $(20 + 0.4) - 20.3 = 0.1$

個人

【所得税の申告】

配当	50	
× (税率)	20%	
所得税額	10	
分配時調整外国税相当額控除	△10 (残り0.15)	
復興特別所得税額(10×2%)	0.2	
分配時調整外国税相当額控除	△ 0.15	
差引税額	0.05	
源泉徴収税額	0.05	
納付額	0	

所法93、165の5の3

財確法13の2

所法176⑤、180の2⑤、政令事項

法人

【法人税の申告】

配当	50	
× (税率)	20%	
法人税額	10	
分配時調整外国税相当額控除	△10 (残り0.15)	
所得事業法人税額(10×2%)	0.2	
分配時調整外国税相当額控除	△ 0.15	
差引税額	0.05	
所得税額税額	0.05	
納付額	0	

法法69の2、81の15の2、144の2の2

地法法12の2

法法68①、81の14①、144

集団投資信託の収益の分配等に係る二重課税調整に関する法令

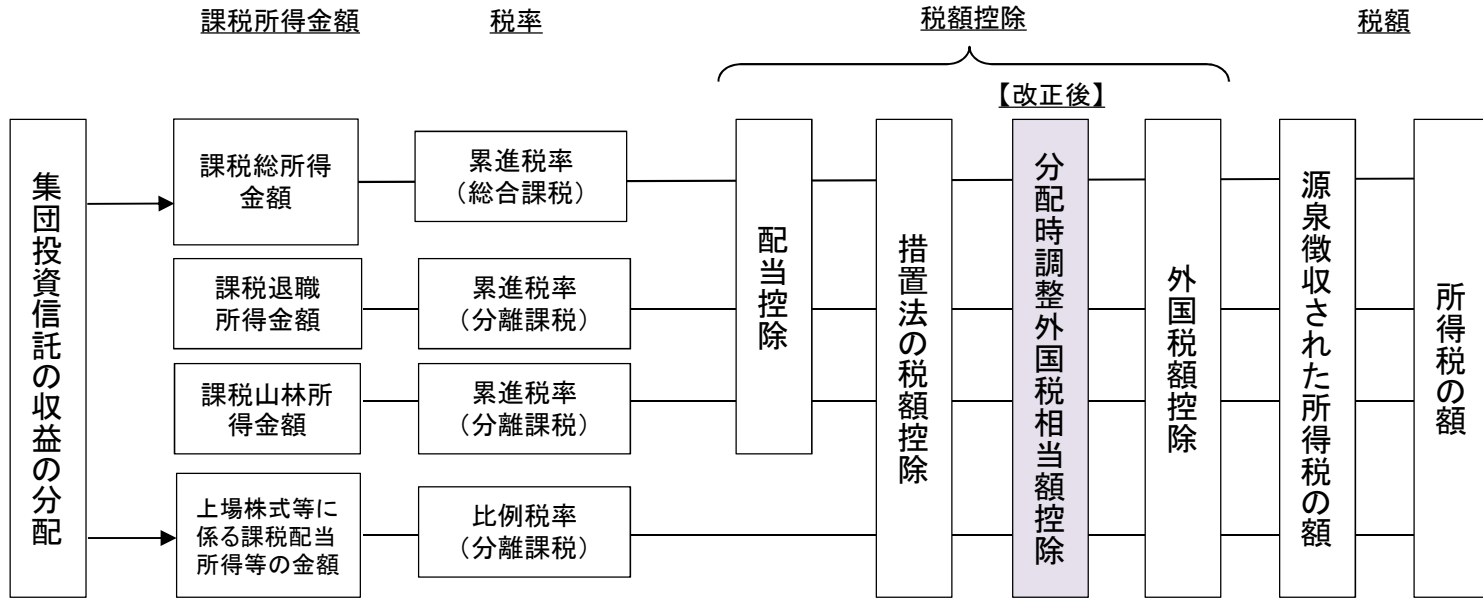
源泉徴収義務者が行う二重課税調整 (源泉所得税&復興特別所得税から外国税を排除)				申告時に投資家が行う分配時調整外国税相当額の控除			
源泉徴収義務者の区分		根拠規定	外国税の定義	投資家の区分	① 所得税からの控除	② 復興特別所得税からの控除	
集団投資信託	内国法人 信託会社	所法176③ + 財確法33①	外国 所得 税	居住者	財確法33①→所法93①	財確法13の2①	
	外信国法人 信託会社	所法180の2③ + 財確法33①		PE有り 非居住者	財確法33①→所法165の5の3①	財確法13の2②	
特定目的会社 ※		措法9の6① (旧措法67の14④) + 財確法33①	外国法人 税	居住者	財確法33①→措法9の6③→所法93① (財確法33①により読み替えられた新措法9の6③の読替規定により、特定目的会社分配時外国税相当額(所得税&復興特別所得税から控除された外国税)は、分配時調整外国税相当額に含まれる。)	財確法33①→措法9の6③→財確法13の2① (財確法33①により読み替えられた新措法9の6③により、財確法の適用上、特定目的会社分配時外国税相当額(所得税&復興特別所得税から控除された外国税)は分配時調整外国税相当額に含まれる。)	
				PE有り 非居住者	財確法33①→措法9の6③→所法165の5の3① (財確法33①により読み替えられた新措法9の6③の読替規定により、特定目的会社分配時外国税相当額(所得税&復興特別所得税から控除された外国税)は分配時調整外国税相当額に含まれる。)	財確法33①→措法9の6③→財確法13の2② (財確法33①により読み替えられた新措法9の6③により、財確法の適用上、特定目的会社分配時外国税相当額(所得税&復興特別所得税から控除された外国税)は分配時調整外国税相当額に含まれる。)	
上場株式 配当等の国内における支払の取扱者		措法9の3の2③ + 財確法28③	外国 所得 税	居住者	総合課税	財確法33①→措法9の3の2⑥→所法93① (財確法33①により読み替えられた新措法9の3の2⑥の読替規定により、調整対象外国税相当額&復興特別調整対象外国税相当額は、新所法93①の分配時調整外国税相当額に含まれる。)	財確法33①→措法9の3の2③→財確法13の2① (財確法33①により読み替えられた新措法9の3の2⑥により、財確法の適用上、調整対象外国税相当額&復興特別調整対象外国税相当額は、新所法93①の分配時調整外国税相当額に含まれる。)
					申告分離	財確法33①→措法8の4③→所法93① (財確法33①により読み替えられた新措法8の4③の読替規定により、特定調整対象外国税相当額&特定復興調整対象外国税相当額は、新所法93①の分配時調整外国税相当額に含まれたうえで、申告分離に係る所得税から控除できる。)	財確法33①→措法8の4③→所法13の2① (財確法33①により読み替えられた新措法8の4③により、財確法の適用上、特定法人調整外国税相当額、特定調整対象外国税相当額&特定復興調整対象外国税相当額は、新所法93①の分配時調整外国税相当額に含まれる。)
				PE有り 非居住者	総合課税	財確法33①→措法9の3の2⑥→新所法165の5の3① (財確法33①により読み替えられた新措法9の3の2⑥の読替規定により、調整対象外国税相当額&復興特別調整対象外国税相当額は、新所法165の5の3①の分配時調整外国税相当額に含まれる。)	財確法33①→措法9の3の2⑥→財確法13の2② (財確法33①により読み替えられた新措法9の3の2⑥により、財確法の適用上、調整対象外国税相当額&復興特別調整対象外国税相当額は、新所法165の5の3①の分配時調整外国税相当額に含まれる。)
					申告分離	財確法33①→措法8の4③→所法165の5の3① (財確法33①により読み替えられた新措法8の4③の読替規定により、特定調整対象外国税相当額&特定復興調整対象外国税相当額は、新所法165の5の3①の分配時調整外国税相当額に含まれたうえで、申告分離に係る所得税から控除できる。)	財確法33①→措法8の4③→財確法13の2② (財確法33①により読み替えられた新措法8の4③により、財確法の適用上、特定法人調整外国税相当額、特定調整対象外国税相当額&特定復興調整対象外国税相当額は、新所法165の5の3①の分配時調整外国税相当額に含まれる。)

※ 投資法人、特定目的信託、特定投資信託については、特定目的会社と同様である

集団投資信託の収益の分配等に係る所得税額の算出の流れ (税額控除の順序)

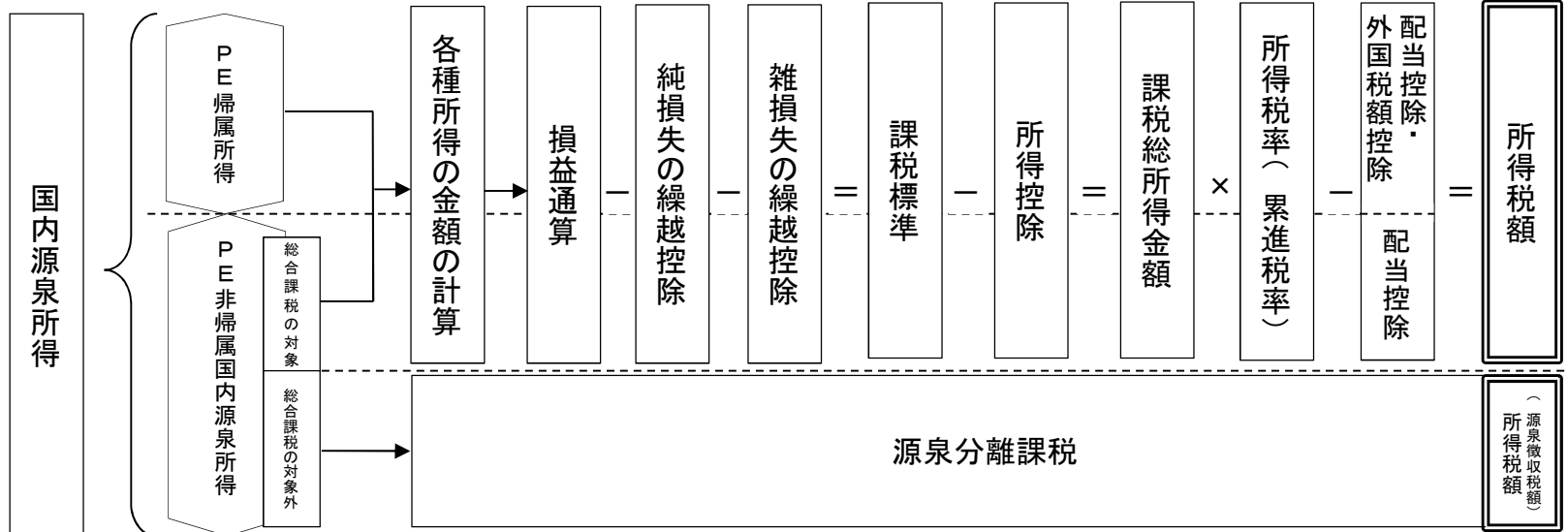
【新所法21①五、93、165、165の5の3】
(適用:平成32年分以後の所得税)

居住者



非居住者

非居住者の総合課税に係る所得税の課税標準及び税額は、国内源泉所得について居住者の計算規定(居住者のみに適用される規定等は除く。)に準じて計算(所法165)。非居住者の分離課税に係る所得税の課税標準は、その支払を受けるべき国内源泉所得の金額(所法169)。所得税の額は、これに20%(又は15%)の税率を乗じて計算した額(所法170)。



生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整手続の電子化

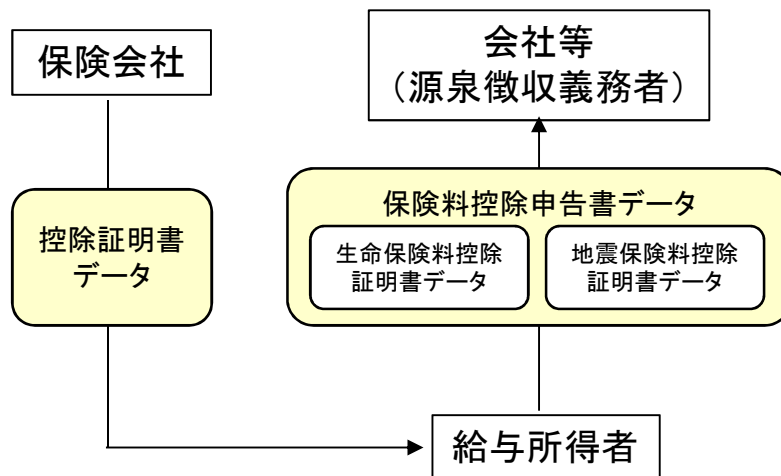
【措法41条の2の2、所法198条】
 (適用:平成32年10月1日以後に提出する申告書)

源泉徴収義務者(雇用者)の事務負担を軽減し、給与所得者(被用者)の利便性を向上させる観点から、現行制度上、書面で源泉徴収義務者に提出されている生命保険料控除、地震保険料控除及び住宅ローン控除に係る年末調整関係書類について、電磁的方法による提供(電子提出)を可能とする。

- (注1) 電子提出の対象とする年末調整関係書類
 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除申告書、住宅ローン控除証明書(平成31年以後居住分)及び住宅ローンの年末残高証明書(平成31年以後居住分)
- (注2) 第三者作成書類である生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅ローン控除証明書又は住宅ローンの年末残高証明書(以下「控除証明書等」という。)を電子提出する際には、発行者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたその控除証明書等を、保険料控除申告書又は住宅ローン控除申告書と併せて電子提出する必要がある。
- (注3) 上記の見直しと併せて、発行者から電磁的方法により提供を受けた住宅ローン控除証明書及び住宅ローンの年末残高証明書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているもの(QRコード付証明書)を、住宅ローン控除申告書等に添付することを可能とする。

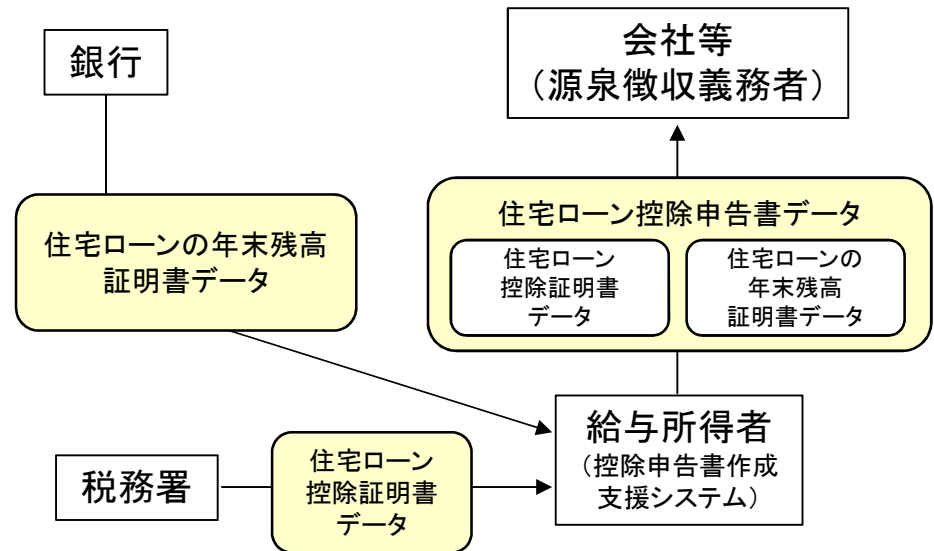
【改正後】

〈生命保険料控除・地震保険料控除〉



(注) 平成32年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除証明書について適用

〈住宅ローン控除〉



(注) 平成32年10月1日以後に交付する年末残高証明書及び同日以後に提出する住宅ローン控除申告書について適用

年末調整手続の電子化

【措法41条の2の2、所法198条】
 (適用:平成32年10月1日以後に提出する申告書)

○ 生命保険料控除、地震保険料控除

	現行 (平成30年・31年分)	改正案 (平成32年分(平成32年10月1日以後提出分)～)
保険料控除申告書	電子提出可[所法198]	電子提出可[所法198]
生命保険料控除証明書	電子提出不可 ※ 電磁的記録印刷書面(QRコード付証明書)の提出は可[所令319]	電子提出可[所法198] (発行者の電子署名・電子証明書付[所令319の2]) ※ QRコード付証明書の提出も可
地震保険料控除証明書	電子提出不可 ※ QRコード付証明書の提出は可[所令319]	電子提出可[所法198] (発行者の電子署名・電子証明書付[所令319の2]) ※ QRコード付証明書の提出も可

○ 住宅ローン控除

	現行 (平成30年・31年分)	改正案 (平成32年分(平成32年10月1日以後提出分)～)
住宅ローン控除申告書	電子提出不可	電子提出可[措法41の2の2]
住宅ローン控除証明書	電子提出不可	電子提出可[措法41の2の2] (発行者の電子署名・電子証明書付[措規18の23]) ※ QRコード付証明書の提出も可[措規18の23]
年末残高証明書	電子提出不可	電子提出可[措法41の2の2] (発行者の電子署名・電子証明書付[措規18の23]) ※ QRコード付証明書の提出も可[措規18の23]

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けるための確定申告書添付書類としても使用可能(措規18の21、18の23の2)

消滅時効の援用がなされない年金に係る源泉徴収の特例

【措法41の15の4①】
 (適用:平成30年4月1日以後に支払う公的年金等
 について適用)

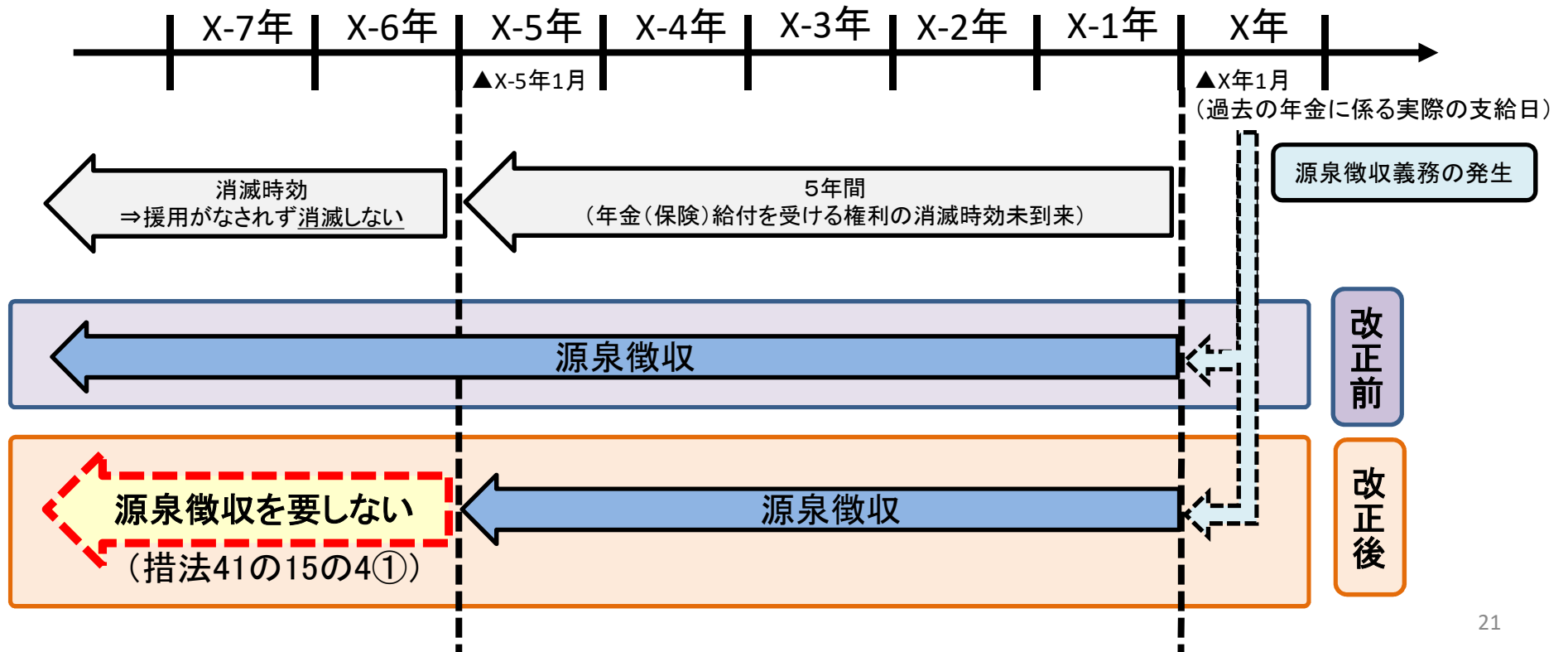
【改正前】

- ① 「本来の支給日」が5年より前の年金に係る申告所得税については、「本来の支給日」において租税債権が確定することから、消滅時効により課税の対象とならない。
- ② 年金の源泉徴収については、「実際の支給日」において租税債権が確定することから、「本来の支給日」が5年より前であっても消滅時効の対象とならず、源泉徴収の対象となる。
- ③ 一方、確定申告による還付請求権等は5年の時効により消滅しているため、「本来の支給日」が5年より前の年金に係る還付を受けることはできない。

【改正後】

国民年金法又は厚生年金保険法の規定に基づく年金で、消滅時効の援用がなされずに5年より前の年金の支給が行われる場合には、その年金に係る源泉徴収を要しないこととする。

※ 上記の改正は、平成30年4月1日以後に支払われる年金について適用する。



消滅時効の援用がなされない年金に係る源泉徴収の特例

【措法41の15の4②、所法121③】
 (適用:平成30年4月1日以後に支払う公的年金等について適用)

【改正前】

年金の源泉徴収については、「実際の支給日」において租税債権が確定することから、「本来の支給日」が5年より前であっても消滅時効の対象とならず、源泉徴収の対象となる。一方、確定申告による還付請求権等は5年の時効により消滅しているため、「本来の支給日」が5年より前の年金に係る還付を受けることはできない。

【改正後】

国民年金法又は厚生年金保険法の規定に基づく年金で、消滅時効の援用がなされずに5年より前の年金の支給が行われる場合、その年金に係る源泉徴収を要しないこととなる(措法41の15の4①)ことから、「『本来の支給日』が5年より前の年金に係る還付を受けることはできない」という事態は解消される。

一方、「『過去の年金に係る実際の支給日』の5年前におけるその年の開始の日(1月1日)」から「『過去の年金に係る実際の支給日』の5年前に該当する日」までの期間に係る年金給付については源泉徴収がされないものの、原則的な更正・決定可能期間内(通則法70条)であることから、その年分の(修正)申告を要する場合があります。

※ ただし、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、申告不要。(措法41の15の4②、所法121条③)

